

条例素案検討シート

	検討のための考え方	盛り込むべき内容	委員からの意見・提案等
条例の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国の自治体は、そのほとんどが「男女共同参画推進条例」の名称を使用している。</li> <li>○ 男女共同参画社会の形成は、「男女共同参画社会基本法」が基本となるものであり、条例の目的や理念をわかりやすく示したものとすることが必要がある。</li> <li>○ 平等を基本理念としたうえで男女が共にあらゆる分野において意思決定への参加、すなわち「参画」することを「推進」し、男女共同参画社会の実現を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 条例の名称</li> </ul>	
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本理念の理解と男女共同参画の推進の重要性の理解を深めることが必要</li> <li>○ あま市の現状と課題、今後の方向性を明記することが必要</li> <li>○ できる限り市民にとってわかりやすい表現で</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜条例素案意識調査解説付P2参照＞</p>	<p>—あま市の現状—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ あま市でも人権尊重のまちづくりの一環として男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みをおこなっている</li> <li>☆ 以前として職場、地域、しきたり習慣などのあらゆる分野において男性優遇の意識が高い（市民意識調査より）</li> </ul> <p>—制定の理由—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある豊かな社会づくりが必要</li> <li>☆ 家庭や社会などのあらゆる分野において男女共同参画社会の実現が必要</li> </ul> <p>—市の方向性—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざす</li> <li>☆ あま市が住みよく、希望にあふれた豊かなまちとなることへの願い</li> </ul>	
目的 1条	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画を推進するための基本理念、</li> <li>②市・市民・事業者の責務、</li> <li>③施策の基本事項、</li> <li>④施策を総合的、かつ計画的に推進すること、</li> <li>⑤男女共同参画社会の実現をすることについて規定する条例であること以上の項目を明記する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定める</li> <li>☆ 市、市民、事業者等の責務について定める</li> <li>☆ 男女共同参画施策についての基本的事項を定める</li> <li>☆ 男女共同参画社会施策を総合的、かつ計画的に推進することを定める</li> </ul>	
定義 2条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この条例で用いられる重要な用語の意味を確定し、条例の正しい解釈・適用を行うために、用語の定義について説明する必要がある。</li> <li>○ 「男女共同参画」「市民」「事業者」「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」については、条例中、重要な基本的事項であり定義を明確にする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 男女共同参画</li> <li>☆ 市民</li> <li>☆ 事業者</li> <li>☆ セクシュアル・ハラスメント</li> <li>☆ ドメスティック・バイオレンス</li> </ul>	

	検討のための考え方	盛り込むべき内容	委員からの意見・提案等
基本理念 3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本理念は市と市民、事業者の役割と責任を明確に定めたものであり、基本となる考え方となる</li> <li>○ 「男女共同参画社会基本法」では5つの理念を定めている</li> <li>○ 国や県と協調して男女共同参画を推進していくために、基本法に沿った理念を取り入れる必要がある</li> </ul>	(男女の人権の尊重) ☆ 個人としての人権が尊重されること ☆ 男女があらゆる分野において差別的取り扱いを受けないこと ☆ 男女が個人として能力を発揮できる機会が均等に確保されること (社会における制度または慣行についての配慮) ☆ 固定的な役割分担意識が男女の社会における活動の妨げとならないよう配慮されること (政策等の立案及び決定への共同参画) ☆ 男女が社会のあらゆる分野において参画する機会が確保されること (家庭生活と職業生活等との両立) ☆ 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に家庭生活と他の活動との両立がはかれること (国際的協調) ☆ 男女共同参画の推進は、国際的動向について配慮すること	
責務 4条～6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画社会の実現は、市の施策だけでは不可能であり、市、市民、事業者が互いに連携協力して成り立つものであることから、それぞれの責務について明確に規定する必要がある</li> </ul>	(市の責務) ☆ 市は基本的理念にのっとり男女共同参画社会の実現にむけた施策を総合的、計画的に実施すること (市民の責務) ☆ 市民は基本的理念にのっとり社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に協力すること ☆ 市が実施する施策に協力すること (事業者の責務) ☆ 事業者は基本理念にのっとり男女が家庭生活と職場での活動が両立できるよう職場環境を整備する必要があること ☆ 市が実施する施策に協力すること	
性別による 権利侵害の 禁止 7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女が互いの人権を尊重しあうことは男女共同参画の実現において不可欠である</li> <li>○ セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスは根絶すべき人権侵害の重大な行為である</li> </ul>	☆ すべての人は社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない ☆ すべての人はセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない ☆ すべての人はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない	
市民に表示 する情報への 配慮 8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報、報道、広告等、広く市民を対象とした情報の表示の中には、性別による固定的役割分担や女性に対する暴力を助長するようなものや、性的側面のみを強調したりするものが見受けられる。「表現の自由」との関係で非常に難しい問題であるが、公衆に対して表示される情報は、一般市民に与える影響が大きいため青少年への健全な育成のためにも男女共同参画社会の推進を阻害する要因となる表現をしないような配慮が必要</li> </ul>	☆ すべての人は、市民を対象とした情報の発信に対して以下の表現を行わないように配慮すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定的な役割分担を助長するような表現</li> <li>・ 異性に対する暴力を連想させるような表現</li> <li>・ 性的側面のみを強調し、人権を侵害するような性的表現</li> </ul>	
基本計画 9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画社会を実現していくために関係各課と連携をとり計画に沿って総合的に推進していく必要がある</li> <li>○ 男女共同参画を推進していくためには、市民、事業者等の協力が不可欠なことから、計画策定にあたっては、市民、事業者等の意見を反映し広く公表する必要がある</li> <li>○ 計画を変更した場合でも同様である</li> </ul>	☆ 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため基本計画を策定すること ☆ 基本計画には市民、事業者の意見を反映させ、公表すること ☆ 前の事項は計画を変更した場合も同様	
(削除) 財政上の措 置 10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画施策を推進するにあたっては、予算についての措置が必要となる</li> </ul>	☆ 男女共同参画施策の推進に必要な財政上の措置を講じること	

	検討のための考え方	盛り込むべき内容	委員からの意見・提案等
家庭生活と職業生活等との両立 11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性別による役割分担意識がまだ強い傾向にある中で女性ばかりが家庭生活の役割を担っている傾向がある</li> <li>○ 男女共同参画社会を実現していくためには、男女が互いに協力しあい、社会の支援をうけながら家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立をはかることが必要</li> </ul> <p>＜条例素案意識調査解説付P7. 8参照＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 男女が共に家庭生活における活動とそれ以外の活動が両立できるよう必要な支援を行うこと</li> </ul>	
市民等に対する支援 12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人ひとりの意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識等が男女共同参画社会の実現を阻害する要因になっていることから男女共同参画の基本的理念を広め、意識等を是正する必要がある</li> <li>○ 男女共同参画の推進には、市民、事業者との協力が不可欠なため、男女共同参画の推進活動を行っている市民や事業者に対しては、可能な限り必要な支援をする必要がある</li> <li>○ 市民、事業者に男女共同参画社会への理解を深めてもらうために、広報等様々な方法で情報提供や啓発活動を行う必要がある</li> </ul> <p>＜条例素案意識調査解説付P9参照＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 男女共同参画の推進活動を行う市民、事業者に対して情報提供や支援を行うこと</li> <li>☆ 広く市民や事業者に対して広報等啓発活動を行うこと</li> </ul>	
教育、学習に対する支援 13条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女平等の理念を育むためには、幼児期からの教育や学習が必要</li> <li>○ 市は男女共同参画への理解を深めるための学習支援を行う必要がある</li> <li>○ 家庭教育の役割は子どもの教育にとって特に重要なため、家庭教育について学習する機会や相談体制の整備など必要な措置を講じることが必要</li> </ul> <p>＜条例素案意識調査解説付P9参照＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 男女共同参画について理解を深めるために幼児期からの学習において支援を行うこと</li> <li>☆ 学校や家庭教育その他の教育において必要な措置を講じること</li> </ul>	
生涯を通じた健康支援 14条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女が生涯を通じて心身共に健康であることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件である</li> <li>○ 男女は互いに身体的な性差を理解し、相手に対する思いやりをもつことが重要</li> <li>○ 男女は互いに子どもを産み育てることに理解を深め、自らの意思で決定できることが必要</li> <li>○ 特に女性においては、妊娠、出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある（子宮がん、乳がん、更年期障害など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、生殖に関する「健康」と「権利」のことです。この2つははっきりと分けられていませんが、「健康」としては、「安全で満足できる性生活」、「安全な出産」などが、「権利」としては、「子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由」、「生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利」などがあげられます。保健医療だけでなく、男女平等、人口問題、生命倫理など、非常に広い範囲を含みます。</li> <li>☆ 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）。1994年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。</li> <li>☆ 国の第3次計画では、項目としてはありませんが、基本的な視点として「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点を持つことがうたわれています。各項目の基礎となる考え方です。</li> </ul>	
参画機会の拡大及び是正措置 15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会のあらゆる分野における活動において、男女間に社会的・経済的格差が生じている場合には、男女共同参画社会の実現は困難である</li> <li>○ 市・市民・事業者が一体となって格差を是正する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民・事業者と協力し、是正の改善措置を講じること</li> </ul>	

(追加)

	検討のための考え方	盛り込むべき内容	委員からの意見・提案等
国際的協調 16条	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日本の男女共同参画の推進は、国際社会の取り組みと連動して行われてきた</li><li>○ 国際社会からみて日本は男女共同参画社会の推進が遅れている</li><li>○ 国際的な視点から、男女共同参画を推進していく必要がある</li><li>○ 国際社会の取り組みを施策に反映させていくことが必要</li></ul>	☆ 男女共同参画を推進していくにあたっては、常に国際社会に目を配り、国際的動向に関する情報の収集や必要な措置を講じること	
調査研究 17条	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 男女共同参画の施策に反映させるために、現状や課題、市民の意識等を把握し、男女共同参画の推進に関する分析や情報収集などを行うことが必要である</li></ul>	☆ 男女共同参画の推進に必要な調査研究や情報の収集を行わうこと	
実施状況の 公表 18条	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 施策を総合的、効果的に実施するためには、男女共同参画の推進状況や課題についての的確に把握する必要がある</li><li>○ 男女共同参画社会の実現には、市民等との連携協力がなければ成り立たないことから、広く市民等が活用できるように公表する必要がある。</li></ul>	☆ 基本計画に基づいた男女共同参画の施策について、調査研究し、推進状況等を把握し、公表すること	
相談の対応 19条	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市民等から、性別による権利侵害の相談があった場合に、関係機関と連携をとり被害者の救済を行うことは極めて重要である</li><li>○ 被害者が安心して相談できるために、相談を受ける側の体制も整える必要がある</li></ul> <p style="text-align: center;">＜条例素案意識調査解説付P12参照＞</p>	☆ 性別を理由とする権利侵害をうけた被害者からの相談に対して、関係機関との連携をとること ☆ 専門的知識をもつ相談員の配置等必要な措置を講じること	
苦情の処理 20条	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市の施策に対する市民等の苦情や意見を把握して施策に反映させることは、男女共同参画の推進にとって最も有効な手段である</li><li>○ そのためにも、苦情や意見を申し出ることができる旨、規定する必要がある</li></ul>	(苦情の申し出) ☆ 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策やその推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合、市長に申し出ることができること (苦情の処理) ☆ 苦情があった場合は、他の機関と連携して、必要な措置を講じること	
男女共同参 画審議会 21条	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 男女共同参画を推進するために、幅広い分野からの意見を聴き反映させるために「男女共同参画推進審議会」を設置する必要がある</li><li>○ 審議会は、基本計画の策定や変更、その他男女共同参画の推進に関する重要事項などについての市長の諮問について調査審議し、市長に対し答申する必要がある</li><li>○ 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要な事項について調査審議し、市長に対し意見を述べる必要がある</li></ul>	☆ 市長の諮問に応じ、基本計画の策定や変更、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、必要と認める事項について市長に意見を述べるために審議会を置く	